

令和7年産米の生産目標(生産の目安)について

令和6年11月20日に滋賀県農業再生協議会臨時総会が開催され「令和7年産米の生産目標(生産の目安)」が決定されました。その概要は以下のとおりです。

1. 令和7年産米の生産目標(生産の目安)

令和7年産米の生産目標(生産の目安)(以下、「生産の目安」という。)は、以下の考え方により算出されました。

<令和6年産米の作付け実績>

- ・本県の令和6年産米の作付面積は、県農業再生協議会が示した令和6年産米の生産の目安よりも少ない。
- ・作況指数は「100」の平年並みとなり、収穫量は、昨年実績と比較し、わずかに増加。

年産	県域の生産目標 (A)		実績 (B)		増減(実績-目安) (B)-(A)		作況指数 (全国/滋賀)
	生産量(t)	面積(ha)	収穫量(t)	作付面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	
令和5年産	144,840	27,962	136,100	27,000	-8,740	-962	101/97(やや不良) ^{※1}
令和6年産	146,100	28,205	141,700	27,400	-4,400	-805	102/100(平年並み) ^{※2}
	増減(R6実績-R5実績)		5,600	400			

※1) R5年産の作況指数は、10月25日現在
※2) R6年産の作況指数は、9月25日現在

<令和6年産米の集荷、供給状況>

- ・京阪神の卸等は、より近郊の産地の主食用米を集荷したい意向があり、滋賀県産米(以下「近江米」という。)の引き合いは強いが、米価の上昇や縁故米等の増加により、集荷業者等に米が集まらず、卸等が求める近江米の数量を供給できていない状況。

<令和7年産米の生産の目安>

- ・令和7年産米の生産目標は、国の「米穀の需給および価格の安定に関する基本指針」をはじめ、滋賀県産米の民間在庫量、需要実績の推移等を総合的に勘案し、昨年度の生産目標より1,900トン多い148,000トンと設定した。

滋賀県産米の供給量・需要量・在庫量の推移

	前年6月末在庫 ①	供給量 ②	当年6月末在庫 ③	需要量 ④=①+②-③
R1/2	33,341	154,163	31,385	156,119
R2/3	31,385	151,740	34,827	148,298
R3/4	34,827	150,171	35,235	149,763
R4/5	35,235	145,507	32,071	148,671
R5/6	32,071	137,028	20,870	148,229

(単位:トン)

直近4年平均
148,700



令和7年産目標
148,000

【参考】令和7年産米の生産目標（目安）

項目	滋賀県		全国※1
	数量(トン)	面積換算値(ha)	数量(万トン)
令和6年産米 生産の目安…①	146,100	28,205	669
令和7年産米 生産の目安…②	148,000	28,516	683
「生産の目安」の増減…②－①	+1,900	+311	+14
[参考]令和6年産生産実績…③	141,700	27,400	683
[参考]令和6年産生産実績と令和7年産米生産の目安との比較 …②－③	+6,300	+1,116	0

※1 令和6年産の全国の値は、令和6年10月に公表された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」における「主食用米等生産量」。

2. 令和7年産米の市町農業再生協議会別の生産の目安の算出

- ・ 令和7年産米の本県の生産の目安に、市町毎に算出した直近5ヶ年の「市町別水稻収穫量」の中庸3ヶ年の平均値のシェアを乗じて算出する（昨年度と同様）。

3. これまでの経過および今後のスケジュール等

月日	内容
令和6年10月30日	国の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が公表
令和6年11月20日	・ 滋賀県農業再生協議会臨時総会 令和7年産米の生産目標（目安）が決定 ・ 県農業再生協議会長から市町農業再生協議会長あて令和7年産米の生産目標（目安）を通知 ・ 県農業再生協議会のホームページに掲載
令和6年11月29日	市町農業再生協議会担当者説明会にて詳細を伝達
令和6年12月～ 令和7年2月頃	各市町農業再生協議会から集落等へ生産の目安を通知
令和7年6月末	経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書の提出期限

<今後の対応>

県農業再生協議会と市町農業再生協議会が連携し、次の取り組みを進める

- ・ 令和7年産麦は、契約に基づき既に播種されていることから、残る水田において需要に応じた主食用米の作付を検討するよう誘導。（例：加工用米、飼料用米から主食用米への転換など）
- ・ 市町農業再生協議会において、「誰に」「どのように」主食用米の作付けを推進するか等について検討するよう働きかける。
- ・ J A等の集荷業者から農業者に対して、「求められている米」の情報提供や作付の提案。
- ・ 農業者に対して、集荷業者との契約に基づき、確実に出荷されるよう誘導する。